

これから梅雨時期に入り、大雨が予想されます。また、市内には古いため池も多く、新たに災害が発生する危険性があります。
 災害を未然に防ぐために、次のことに十分注意しましょう。

1 ため池の堤体に草木が茂っていると、堤体のひび割れや漏水が見つげにくくなります。また、草木の根が地盤をゆるめて決壊の原因になることがあります。梅雨前に立木や雑草は刈り取っておきましょう。

2 ため池の洪水吐(※)や放水路にゴミや土砂などが流れ込んでいたら、それらを取り除きましょう。また貯水量を増大させる目的で土のうなどを積み上げている場合は、これを取り除いておきましょう。
 ※土のうなどを取り除いていない場合や、いわゆる人的行為によるものと判断される可能性がある場合は、災害が発生しても復旧事業の対象となりません。

3 事前に、ため池の堤体に陥没やひび割れ、漏水、湿って柔らかくなった箇所がないかを点検しましょう。

4 井せきの洪水吐で角落とし(板差し)方式のものは、洪水時に操作できないので、大雨などの予報がでたら速やかに板を外し、水が流れるように開放しておきましょう。

※洪水吐:洪水のとき水を放流するための設備

災害復旧について

農地・農業用施設の災害復旧の対象となるのは、現在耕作されている農地(田・畑)、ため池、頭首工、用・排水路、農道などです。

【災害の対象となる条件】

- ◆ 24時間雨量80ミリ以上
- ◆ 時間雨量20ミリ以上
- ◆ 1カ所の工事の費用が40万円以上のもの
- ◆ 農業用施設は利用者が2戸以上のもの
- ◆ 被災した農地・農業用施設を、日ごろから適正に管理していることが証明できること(日誌・写真など)

【地元の分担金】(工事着手前納付が必要)

- ① 農地: 復旧事業費の4%(農地については補助限度額があり、限度額を超える場合には分担金に加え、自己負担が必要)
 - ② 農業用施設: 復旧事業費の2%
- ※①②いずれも、工事着手前に納付が必要です。(激甚災害に指定された場合は、分担金が2分の1)

【災害発生時の連絡先】

災害が発生した場合は、林業振興課農林整備係(☎0824・73・1136)または各支所地域振興室・産業建設室へ早急にご連絡ください。
 ※期間が過ぎると対象にならない場合があります。

